

●香川県告示第495号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第54条の2第1項の規定により、介護扶助及び介護支援給付のための介護を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成22年12月10日

香川県知事 浜 田 恵 造

指定年月日	事業所（施設）の名称及び所在地	事業者（開設者）の名称及び主たる事務所の所在地	サービスの種類
平成22年7月12日	医療法人社団緑生会 近藤内科クリニック 東かがわ市町田697番地1	医療法人社団緑生会 東かがわ市町田697番地1	居宅療養管理指導
平成22年8月1日	介護老人保健施設 グリーンヒル満濃 仲多度郡まんのう町岸上1638番地30	医療法人社団林泉会 仲多度郡まんのう町岸上1638番地30	介護予防通所リハビリテーション
平成22年11月1日	華山ファミリークリニック さぬき市寒川町神前1526番地1	社会福祉法人香東園 高松市岡本町527番地1	(内科) 訪問看護 訪問リハビリテーション 居宅療養管理指導 通所リハビリテーション 介護予防訪問看護 介護予防訪問リハビリテーション 介護予防居宅療養管理指導 介護予防通所リハビリテーション (歯科) 居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導